

知識は  
かなり

# My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

## ごあいさつ

明日からいよいよ師走ということで、今年も残り一月となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回は、株式、債券、投資信託などの金融商品をめぐるトラブルにあった場合の紛争解決機関である証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) について簡単にご紹介したいと思います。

平成23年11月

弁護士 政次 秀夫

事務局 川端広美・井上はるみ

## 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) について

(問1) 私はこれまで株式の売買など一度もしたことがなかったのですが、今回証券会社に強く勧められ、言われるがままに外国株式を何度も売買し、結局1000万円の損失が発生しました。証券会社に損害を賠償してほしいのですが、どうすればよいですか。

(答え) まず、証券会社相手に損害賠償請求訴訟を提起するという方法が考えられます。しかし、訴訟となると、お金(弁護士費用等)と時間がかかります。そこで、裁判外の紛争処理手続きを使うという方法が考えられます。本件のような株や投資信託、FXなどの取引に関するトラブルについて、相談や苦情を受けつつ、公正中立な立場で解決する紛争解決機関として、証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC フィンマック) があります。

FINMACの紛争処理に特徴としては、まず、**専門性・中立性**があります。苦情申し出の段階から専門性の高い中立な相談員のサポートを受けることができます。次に、**迅速性**があります。業務規程により、苦情解決は、2か月以

(右上へ)

内、あっせんは、申立てを受理した日から4か月以内が目標とする標準処理期間とされています。また**低廉**という特徴があります。相談・苦情は、無料、あっせんでは、申立金は、請求金額に応じて、2000円から5万円となっています。さらに、業者に**片面的義務**が課されているという特徴があります。業者には、紛争解決協力義務、あっせん手続への参加義務、特別調停案の受諾義務があります。

以上のような特徴を有しているFINMACのあっせん手続を利用するという方法も選択肢のひとつに加えるとよいでしょう。

(問2) FINMACのあっせんに適しているのはどのような事案ですか。

(答え) ①争点が比較的単純で、双方の主張の隔たり・対立が先鋭でない事案、②事実関係に争いが無い、争いがあっても、あっせん手続で取り調べた証拠等(業者担当者と顧客の間の通話録音データなど)で比較的認定が容易な事案、③損害額が少額で、代理人を立てて訴訟提起することが困難な事案、④当事者が訴訟ではなく、あっせんでの解決を望んでいる事案などが考えられます。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。**加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。**

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止

FAX

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊦)